

茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付要綱

（目的）

第1 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、猫の飼い主及び所有者不明猫（市内に生息する所有者及び飼い主が不明である猫をいう。以下同じ。）の世話又は減らす活動を行う本市に登録された団体に対し、飼い猫及び所有者不明猫（以下「飼い猫等」という。）の避妊又は去勢の手術（以下「手術」という。）に要する費用の一部を補助することにより、飼い猫等のみだりな繁殖を抑制し、もって飼い猫等の適正な飼養及び動物愛護についての意識の高揚並びに地域社会に対する迷惑の防止を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となるものは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者又は第3第2項の規定により本市に登録された団体（以下「活動団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当する手術に係る費用を負担するものとする。

(1) 獣医師が健康と認める飼い猫等の手術

(2) 獣医師が診療施設において行った手術

2 前項に規定する手術とは、雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出して妊娠する能力を永久に喪失させる手術並びに雄猫の精巣を摘出して妊娠させる能力を永久に喪失させる手術をいう。

3 第2第1項の規定にかかわらず、当該手術について国、地方公共団体その他団体から他の補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

（登録の手續）

第3 活動団体としての登録を希望する団体は、茨木市所有者不明猫活動団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、活動団体として登録するとともに、茨木市所有者不明猫活動団体登録通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

（登録の条件）

第4 活動団体として登録することができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 市内の一定の区域において、所有者不明猫を減らす活動を行う複数の者で構成された団体

(2) 登録前に市が開催する研修会を構成員が受講し、市の取組に賛同する団体

- (3) 登録後において市が指定する研修会等に構成員を参加させる意思があり、動物の適正な飼養及び愛護の推進について自己啓発に努める団体
- (4) 手術の費用負担等の責任を自ら負うことができる団体
- (5) 手術を行った所有者不明猫の世話を最後まで行うことができる団体
- (6) 地域の住民に当該団体の活動内容について理解を求める活動をしている団体
- (7) 地域の所有者不明猫の状況を毎年、市長の求めに応じ報告することができる団体

(登録事項の変更及び登録の廃止の届出)

第5 活動団体は、第3第1項の申請書の記載事項に変更が生じたとき又は活動団体としての登録を廃止しようとするときは、茨木市所有者不明猫活動団体登録変更・廃止届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6 市長は、活動団体が第4第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該活動団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、登録を取り消した旨を茨木市所有者不明猫活動団体登録取消通知書（様式第4号）により当該活動団体に通知するものとする。

(補助金額等)

第7 補助額は、1匹につき、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 飼い猫である雌猫の手術 3,000円
- (2) 飼い猫である雄猫の手術 2,000円
- (3) 所有者不明猫である雌猫の手術 8,000円又は手術に要した費用の額のうちいずれか少ない額
- (4) 所有者不明猫である雄猫の手術 5,000円又は手術に要した費用の額のうちいずれか少ない額

2 補助回数は、同一年度内において、1世帯当たり猫1匹までとする。ただし、活動団体はこの限りでない。

(補助金の交付申請)

第8 補助金の交付を受けようとするもの（第9において「申請者」という。）は、あらかじめ市長が定める期間内に、手術を行った旨の獣医師の証明を添付して茨木市飼い猫避妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第5号）又は茨木市所有者不明猫避妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、所有者不明猫の手術に係る補助金の交付を受けようとするものは、手術に要した費用が記載された領収書等の原本を添付しなければならない。

2 前項に規定する申請は、手術日の属する年度内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第7号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金交付決定通知を受けたものは、速やかに茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助の取消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受けるもの又は受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(免責)

第13 市長は、第2に規定する手術の実施に当たり、当該手術に関連して生じた事故等については、その責めを負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市飼い犬等避妊・去勢手術費補助金交付要綱第6の規定は、この要綱の実施の日以後に行われた手術に係る補助金について適用し、同日前に行われた手術に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市飼い犬等避妊・去勢手術費補助金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第1号（第3関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

団 体 名

ふりがな
代表者名

所 在 地

電話番号

茨木市所有者不明猫活動団体登録申請書

所有者不明猫の数を減らしていく活動を行うに当たり、団体の登録を受けて所有者不明猫に避妊・去勢手術を受けさせたいので、次のとおり申請します。

活 動 地 域	茨木市	
避妊・去勢手術を受けさせる所有者不明猫の予定数		匹
活動地域に生息する所有者不明猫の数		約 匹
代表者の連絡先	茨木市	
構 成 員 (人) ※人数が多い場合は、別途名簿を作成し、添付してください。	氏 名	住 所
		茨木市
		茨木市
		茨木市
		茨木市
		茨木市
		茨木市

（裏面も記入してください。）

(裏)

活動地域の地図記入欄（具体的に記入してください。）

様式第2号（第3関係）

年 月 日

様

茨木市長

茨木市所有者不明猫活動団体登録通知書

年 月 日付けで申請のあった所有者不明猫活動団体の登録については、
審査の結果、貴団体を所有者不明猫活動団体として登録しましたので通知します。

様式第3号（第5関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

団 体 名

ふりがな
代表者名

所 在 地

電話番号

茨木市所有者不明猫活動団体登録変更・廃止届出書

茨木市所有者不明猫活動団体の登録事項の変更又は登録の廃止について、次のとおり届け
出ます。

1 変更・廃止の理由

2 変更内容

変更する項目	変更前	変更後

3 変更・廃止の日

年 月 日

様式第4号（第6関係）

年 月 日

様

茨木市長

茨木市所有者不明猫活動団体登録取消通知書

年 月 日付けで茨木市所有者不明猫活動団体に登録しましたが、次の理由により登録の取消しを決定しましたので通知します。

（理由）

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者：住 所

捨 印

ふりがな
氏 名
ふりがな
世 帯 主
電話番号

印
（自署の場合は押印不要）

茨木市飼い猫避妊・去勢手術費補助金交付申請書

飼い猫の避妊・去勢手術費補助金の交付を次のとおり申請します。

補助金交付申請額 円

愛 称	性 別	毛 色
	オス	
	メス	

〔同意〕

茨木市飼い猫避妊・去勢手術費補助金の審査のために必要があるときは、私及び私の世帯全員の住民登録について茨木市長が住民基本台帳で確認することに同意します。

申請者 印
（自署の場合は押印不要）

受付	号
----	---

《獣医師証明欄》

猫の（ ☐ 精巣摘出 ☐ 子宮摘出 ☐ 卵巣摘出）手術を		年 月 日に行
ったことを証明します。		
		年 月 日
動物病院等	所 在 地 名 称 獣医師の氏名 電 話	印 （自署の場合は押印不要）

様式第6号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者：住 所

捨 印

ふりがな
氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号

（法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名及び所在地）

茨木市所有者不明猫避妊・去勢手術費補助金交付申請書

所有者不明猫の避妊・去勢手術費補助金の交付を次のとおり申請します。

補助金交付申請額 円

捕獲場所	性 別	特徴（毛色等）
	オス	
	メス	

受付	号
----	---

《獣医師証明欄》

猫の（ ☐ 精巣摘出 ☐ 子宮摘出 ☐ 卵巣摘出）手術を ったことを証明します。	年 月 日に行
	年 月 日
動物病院等 所 在 地 名 称 獣医師の氏名 電 話	㊞ （自署の場合は押印不要）

※手術に要した費用が記載された領収書等の原本を添付してください。

様式第7号 (第9 関係)

茨木市指令 第 号

年 月 日

様

茨木市長

茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の飼い猫等避妊・去勢手術費補助金は、次のとおり交付します。

補助金の額 円

様式第8号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

捨 印

請求者：住 所

氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号

（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）

茨木市飼い猫等避妊・去勢手術費補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令市 第 号で交付決定通知のあった飼い猫等避妊・去勢手術費補助金を、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

なお、補助金は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 支店	
口座種別	普 通 ・ 当 座	ふりがな
口座番号		口座名義人

（注意）

- 1 口座種別欄は、普通・当座のいずれかに○印をつけてください。
- 2 口座名義人は、請求者と同一であること